

藤沢市企業立地促進融資利子補給要綱

制定	平成 1 7 年 4 月	1 日
改正	平成 2 3 年 4 月	1 日
改正	平成 2 8 年 4 月	1 日
改正	平成 2 9 年 3 月 3 0 日	
改正	令和 2 年 4 月	1 日
改正	令和 4 年 4 月	1 日
改正	令和 7 年 4 月	1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、この市における産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、神奈川県企業誘致促進融資要綱（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）による神奈川県企業誘致促進融資（以下「県企業誘致促進融資」という。）及び神奈川県企業立地促進融資要綱（令和元年 1 1 月 1 日施行）による神奈川県企業立地促進融資（以下「県企業立地促進融資」という。）に係る利子支払額に対する利子補給金（以下単に「利子補給金」という。）を、県企業誘致促進融資及び県企業立地促進融資（以下あわせて「県企業融資」という。）を受けた者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 3 5 年藤沢市規則第 1 1 号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、支給する。

(支給対象者)

第 2 条 利子補給金の支給を受けることができる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成 1 6 年藤沢市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する固定資産の取得等をするため県企業融資を受けた者
- (2) 条例第 3 条に規定する企業立地等事業計画の認定を受けた者
- (3) 市税の滞納がなく必要な申告義務を怠っていない者

(支給期間)

第 3 条 利子補給金の支給を受けることができる期間は、当該県企業融資に係る利子の支払を開始した日の属する月から起算して 6 0 月とする。ただし、当該利子の支払期間が 6 0 月に満たないときは、当該利子の支払期間とする。

(利子補給金の額)

第 4 条 各年度における利子補給金の額は、第 5 条に規定する申請のあつ

た日の属する年の前年の1月1日から12月31日まで（以下「補助対象期間」という。）の利子支払額（条例第2条第4号に規定する固定資産の取得等のために受けた県企業融資に係るものに限る。）に相当する額とする。

（支給申請手続）

第5条 利子補給金の支給を受けようとする者は、補助対象期間の翌年の2月末日までに企業立地促進融資利子補給申請書兼同意書（第1号様式）に次に掲げる書類（第1号に掲げる書類にあつては初年度のみ）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあつては取扱金融機関が発行する当該年度分の利子払込証明書により利子支払額が確認できる場合に限り、その提出を省略することができる。

（1）県企業立地促進融資に係る融資申込書の写し（県企業誘致促進融資にあつては、当該融資に係る融資資格認定申請書の写し）及び金銭消費貸借契約書の写し

（2）約定利子支払額証明書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書及び書類が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を企業立地促進融資利子補給等決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

第6条 市長は、利子補給金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る利子補給金支給の決定を取り消し、及び既に支給した利子補給金の全部又は一部を返還させることがある。

（1）偽り或其他不正の手段により利子補給金の支給を受けたとき。

（2）条例第11条の規定により支援措置の適用を取り消され、又は停止されたとき。

（3）県企業融資を打ち切られたとき。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成32年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成29年1月1日から3月29日までの利子支払額に係る利子補給については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。